

上富良野町養育支援訪問事業について

○養育支援訪問事業とは？

子どもの養育について支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、必要な支援を行うことにより適切な養育ができるようお手伝いをする事業です。

○対象家庭

- ・ 妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭等
- ・ 出産後、養育者が育児に対する不安を抱えている、また育児経験が少ない家庭等
- ・ 不適切な養育状態にある家庭又は虐待のおそれ若しくはリスクを抱える家庭等
- ・ 児童養護施設等の退所又は児童措置解除等により児童が復帰した後の家庭等



○支援内容・訪問者

『相談支援』

- ☆内容… 育児、しつけ、発達、養育者の心身の健康や 養育技術や養育環境の改善等について
- ☆訪問者…保健師、保育士等の専門資格を有する者、又は保健福祉課子育て支援班職員



『家事・育児支援』

- ☆内容… 乳児の沐浴や育児、食事のお世話、入浴介助、食事の準備、衣類の洗濯、住居等掃除や整理整頓など
- ☆訪問者…子育て経験者、ホームヘルパー等

☆支援期間及び時間帯…最長4か月を限度とした期間内で、支援回数は20回以内とします。

午前7時～午後8時までの間で、1回当たり2時間以内の訪問とします。

☆利用料…事業利用者の利用負担はありません。

【開始までの流れ】

支援を希望する方は利用申請書を提出していただき、受理後、申請者の世帯状況等を訪問調査した上で利用の可否を決定します。

担当者が計画を作成し、それに沿って支援が開始されます。

※ 当該家庭の養育状況を訪問し確認後、審査の上利用決定された家庭が対象となります。利用希望する家庭の全てが受けられるものではありません。

【お問い合わせ 保健福祉課子育て支援班 45-6987】